

| 補助金事業 | 対象年 | 対象工事 | 補助額 | 上限額 |
|-------------------------|-------------------------|--|--|---------------------------------------|
| 「三重の木」住宅助成制度 | — | 主要な構造材等に「三重の木」認証材や「あかね材」認証材を60%以上、または12㎡以上使用した木造住宅 | 左記の木造住宅を建てるお客様を対象に各金融機関が住宅ローンの金利を引き下げ | 各金融機関により異なる |
| 木造住宅耐震補強等事業【診断】 | 1981年5月以前の木造住宅 | 木造住宅の耐震診断 | 全額補助 | — |
| 木造住宅耐震補強等事業【設計】 | 1981年5月以前の木造住宅 | 耐震診断を行った結果、評点が1.0を下回った住宅を評点1.0以上とする設計を行うもの | 設計費用の2/3(下欄、木造住宅耐震補強等事業【工事】の1)の②を活用する場合は設計費用の1/3) | 16万円(8万円) |
| 木造住宅耐震補強等事業【工事】 | 1981年5月以前の木造住宅 | 耐震診断を行った結果、評点が1.0を下回った住宅を 1) 評点を1.0以上とする工事 2) 評点を0.7以上1.0未満とする工事 | 1) 評点を1.0以上とする工事 ① 工事費の2/3+工事費の11.5%(地方費+国費) ② 工事費の2/3+工事費の2/5(地方費+国費) 2) 評点を0.7以上1.0未満とする工事 工事費の2/3の額 | 1) ① 101.1万円 ② 110万円 2) 30万円 |
| 木造住宅耐震補強等事業【リフォーム】 | 1981年5月以前の木造住宅 | 耐震補強工事補助と同時に行うリフォーム工事 | 工事費の1/3 | 20万円 |
| 木造住宅耐震補強等事業【除却】 | 1981年5月以前の木造で耐震性のない空き住宅 | 市町が空き家と判断したもので、かつ評点が0.7未満と診断されたもの、又は市町が耐震性がないと判断したものの | 工事費の23% | 20.7万円 |
| 空き家対策支援事業【空き家リフォーム支援事業】 | — | 空き家住宅・空き建築物を住宅(店舗併用住宅等を含む)として使用するために必要となる改修工事。ただし、耐震性が不足している場合は耐震性の確保が必要 ※国の補助制度を活用する市町のみでの実施となる(2020年度は11市町) | 改修費用の1/3～1/2程度 ※2 ※2: 本制度は2020年度から実施する市町が多く、補助制度が未確定のところもあるうえ、市町によっては補助額等は大きく異なるため、詳細は各市町の空き家対策担当に要問合せ | 30万円 ～150万円程度 ※2 |